

## 勅語の教材使用は憲法違反

無職

(兵庫県 68)

軍国主義の精神的支柱だった教育勅語について、安倍内閣は教材として用いることを否定しないと閣議決定した。戦前回帰だと思う。「憲法や教育基本法等に反しないような形で」というが、閣議決定自体が憲法違反だ。衆参両院が1948年、勅語の排除・失効を決議している。

勅語を批判する人は多いが「父母二孝二兄弟二友二夫婦相和シ……博愛衆二及ホシ」などの部分は反対、異論が少なくないとする人もいる。でも、私はこの部分にも反対だ。

戦前は「家父長制」で、

「家」制度が重視された。家長(父)は絶対だった。結婚相手も親が決めた。兄弟姉妹においても長男が絶対。兄弟姉妹は平等ではなかった。その反省から現憲法は、家父長制と家制度を否定した。個人の尊重や、法の下での平等、家族生活における個人の尊厳と両性の平等を規定する。

今日、結婚するかどうかも自由。LGBTなど性的少数者の多様な生き方に対応する方向へ世界は進む。教育勅語の一部でも容認することは憲法に反し、人類の進歩の流れに反するのである。